

令和3年度 九都県市首脳会議適正処理部会 廃棄物の適正処理に係る周知啓発及び
Web サイト改修業務委託 企画提案実施要綱

1 業務名

令和3年度 九都県市首脳会議適正処理部会廃棄物の適正処理に係る周知啓発及び Web
サイト改修業務委託先の公募について

2 目的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、
相模原市）首脳会議に所属する九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会（以
下「委託者」という。）は、廃棄物の適正処理に関する事業を実施している。

令和3年度は、委託者の取組である「PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物」及び「小
型充電式電池」について、域内^{※①}住民及び域内事業者に対し、処分期限等について広く周
知することで「廃棄物の適正処理」を推進するとともに、オンラインでの情報発信をこれ
まで以上に強化し、域内住民及び域内事業者が、求めている情報にアクセスし易く、かつ
容易に必要な情報を入手できるデザイン・構成とすることを目的に、Web サイト^{※②}の改
修事業を実施することを目的として活動を行う。

については、本事業の円滑かつ効率的な実施のため、企画及び実施に係る委託先を募集す
るもの。

※①「域内」とは、九都県市の構成自治体である、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。

※②「Web サイト」とは、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会ページ中、「事業者
向け情報ページをいう。

3 業務概要

(1) 業務内容

別紙「令和3年度 九都県市首脳会議適正処理部会 廃棄物の適正処理に係る周知啓発
及び Web サイト改修業務委託仕様書」のとおり

(2) 契約期間

契約締結日から令和3年12月24日(金)まで

(3) 事業費限度額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 事業の対象

域内住民及び域内事業者

4 受託者選定方法

公募型プロポーザル方式

5 応募資格

次の条件を満たす企業もしくは団体（法人）とする。

- (1) 本事業に関するノウハウを有し、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。又はこれらを調達することができること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 複数の法人が共同して実施する場合は、各企業間の責任と役割が明確に示されていること。また、事業の一部を外注や再委託する場合は、外注先や再委託先との責任と役割が明確に示されており、かつ、事業を適切に遂行できる企業等を選定していること。
- (4) 本事業の実施にあたって、委託者等との連絡調整や打合せに迅速かつ適切に対応できること。
- (5) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市のいずれかの入札参加資格又は各省庁の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）を有していること。また、本プロポーザルの周知（通知）日から契約締結までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市、又は各省庁から入札参加停止・除外の措置を受けている期間がない者であること。

6 応募書類等の交付

(1) 交付方法

「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」ウェブサイト (<https://www.re-square.jp/>) からダウンロードすること。

(2) 交付期間

令和3年4月22日（木）から4月30日（金）午後5時まで

7 本件に関する説明会

本件に関する説明会は開催しない。本件の内容に関する質問がある場合については、「10 質問及び回答」を参照すること。

8 本件への参加意思の表明

本件に参加する事業者は、以下のとおり参加意向申出書を提出すること。

(1) 提出書類

参加意向申出書

(2) 提出期間

令和3年4月22日（木）から4月30日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、発送時に電話連絡を行うこと。

(4) 提出先

「16 事業担当（問合せ先及び提出先）」を参照

9 提案資格の通知

「5 応募資格」の(1)から(5)の応募資格を満たすか確認のうえ、参加意向申出書を提出した者に提案資格の確認結果を通知する。

(1) 通知日

令和3年5月12日（水）までに通知する。

(2) 通知方法

電子メールにより通知書を送付する。

10 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、以下の方法で質問を行うことができる。なお、質問に際しては、以下の事項を遵守すること。

(1) 受付期間

令和3年5月12日（水）から5月17日（月）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書に記載し、電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

※電子メール以外の方法による質問には回答しない。

※受付期間外の質問には回答しない。

(3) 提出先

「16 事業担当（問合せ先及び提出先）」を参照

(4) 回答方法

質問の内容及び回答は、令和3年5月19日（水）までに「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」のウェブサイト (<https://www.re-square.jp/>) に掲載する。なお、質問者の名称は非公開とする。

11 企画提案内容

別紙「令和3年度 九都県市首脳会議適正処理部会廃棄物の適正処理に係る周知啓発及びWebサイト改修業務委託仕様書」の内容を十分に踏まえ、以下の業務について企画提

案をすること。

- (1) P C B廃棄物の期限内処理及び小型充電式電池の適正処理に係るW e b ページ、
Y a h o o !ディスプレイアドネットワーク (Y D N) 等、啓発ツールのデザイン
(その他、広報活動を含む)
- (2) 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会W e b サイト事業者向け情報ページの改修
デザイン

※企画提案内容に対する審査基準は、13 (1) 審査基準のとおり。

12 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画概要書 ※提案内容を簡潔に1枚にまとめたもの
 - イ 企画提案書
 - (ア) 「11 企画提案内容」の(1)から(2)について、企画の趣旨及び具体的な事業内容を説明したもの
 - (イ) 業務実施体制 (組織体制、実施責任者、担当者)
 - ウ 経費見積書
経費区分 (人件費、事業費、一般管理費、消費税及び地方消費税の総額) ごとに、所要経費を積算すること (各経費の算出根拠も併せて明記)
 - エ 添付書類
 - (ア) 提案者の概要説明書 (パンフレット可)
窓口担当者の氏名、電話番号、ファックス番号、メールアドレス等を含む
 - (イ) 事業実績説明書
類似事業実績、自治体委託業務実績等について、年度、件名、内容などを簡潔にまとめたもの

(2) 提出部数 11部

(3) 規格

- ア 原則としてA4サイズ横版の書面で提出すること。
- イ 11部のうち、1部のみ表紙に法人名を記載し、残りの10部については委託者が別途指定する「管理用アルファベット」を法人名の代わりに記載すること。
また、添付資料に法人名が記載される場合についても同様とする。

(4) 提出期間

令和3年5月12日(水)から同年5月26日(水)午後5時必着

(5) 提出方法

持参、郵便、または宅配便で送付

※電子メール、ファックスによる提出は不可

(6) 提出先

「16 事業担当（問合せ先及び提出先）」を参照

13 委託先の選定及び委託契約の締結

(1) 審査基準

項目		評価のポイント	配点	
履行体制及び 業務実績等 (配点15点)	履行体制	業務の専門性と見合った人員体制が組まれているか。	5	
	業務実績	業務内容に精通している知識、経験があると考えられるか。	5	
	経費見積の適切性	業務に見合った内容で、適切に経費が見積もられているか。	5	
業務内容の妥 当性 (配点75点)	業務全体	コンセプト	事業の趣旨を的確に理解しているか。	10
	①周知啓発用Webページ、 広告バナーの作成等 【PCB廃棄物の期限内処理】 【小型充電池の適正処理】	明確性	事業の趣旨が伝わるわかりやすいデザインであるか。	10
		独創性	オリジナリティがあり、閲覧者の目を引くデザインであるか。	10
		効果	事業の認知度向上や域内住民等の行動促進に効果的な内容か。	10
		その他広報	事業を効果的に広く周知・広報できる手法か。	5
	②Webサイト改修 【事業者向け情報ページの改修】	明確性	訪問者にわかり易いレイアウト・デザインであるか。	10
		集客性	訪問者が容易にWebページを回遊できる機能等が含まれているか。	10
運用性		改修後の運用が考慮された作りとなっているか。	5	
事業報告書の作成	汎用性	シンプルでわかりやすく汎用的に活用できるものか。	5	
その他 (配点10点)	総合判断	トータルデザインへの印象度	10	
総合得点			100	

(2) 審査方法

公募締め切り後、提案者からの提出書類により、審査を実施する。

委託先は、「(1) 審査基準」を基に企画提案書の内容、履行体制及び業務実績等を総合的に判断し、委託者の合計点数が最も高い者を第1位として選定する。採点合計点数が最も高い者が複数あった場合は、見積額の低い提案者を第1位として選定する。また、見積額も同額だった場合は、事業担当自治体の採点合計点数が高い者を第1位として選定する。

なお、全ての審査を終了するまでは、他の審査自治体に提案者名を公表しない。また、審査経過等に関する問合せには応じない。

(3) 審査結果の連絡

審査結果は、すべての提案者に対して通知する。

(4) 契約の締結

審査結果の通知後、委託者と本事業に係る委託契約締結の手続きを行う。

なお、諸般の事情により、企画書の内容について、締結前に一部変更を求めることがある。

14 辞退届

参加意向申出書の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに下記書類を提出すること。

(1) 提出書類

辞退届

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出先

「16 事業担当（問合せ先及び提出先）」を参照

15 その他

(1) 著作権等

ア 本事業に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

イ Webサイト、啓発ツールのデザイン、標語等は令和4年度以降も九都県市が利用できる権利を有するものとする。

(2) 費用の負担

企画提案書作成に生じた経費等、応募に関する費用はすべて提案者の負担とする。

(3) 応募書類の取り扱い

提出された書類は、本事業に係る目的以外には使用しない。なお、提案者へ返却しない。

16 事業担当（問合せ先及び提出先）

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会事務局

（千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課）

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階

電話：043-245-5682

FAX：043-245-5689

E-mail: tekiseishori@city.chiba.lg.jp